

2021年8月26日
死刑をなくそう市民会議

地位協定等における死刑の取扱い（調査報告）

問題意識：

最近の報道によれば、日豪両政府間で、自衛隊と豪軍が相互の国に滞在している間の法的地位などを規定する「日豪円滑化協定」について、本年（2021年）中の最終合意が目指されているようです。

しかしながら、昨年（2020年）11月の報道では、同月行われた日豪首脳会談で日豪円滑化協定について大枠合意されたが、死刑制度（豪州では廃止、日本では存置）を巡る調整が残っていると報道されており、その帰趨が注目されています。

問題は、豪政府にとっては、「死刑が廃止されている豪州の軍人が、豪軍の一員として日本に訪問して来た場合に、公務外で犯した犯罪で死刑になることは絶対に認められない。」ということであり、日本政府にとっては、「公務外の犯罪であれば、日本が第1次裁判権を有し、日本の法律に基づいて裁判されるので、豪州の軍人といえども死刑になる可能性は排除できない。」ということだと思います。

そこで、下記の点について調査しましたのでご報告します。

【調査項目1：死刑制度の存置国に派遣される他国軍人による、公務外の犯罪に対する死刑の適用について】

「死刑制度を廃止している国（A国：例えばEU諸国、豪州）が、その国の軍隊を、死刑制度が存置されている国又は地域（B国：例えば、中東諸国、米国、日本等）に派遣（駐留、訪問等）する場合に適用される軍の地位協定、（相互）訪問協定、円滑化協定等（以下、単に「地位協定など」という。）において、A国の軍人によるB国内における公務外の犯罪に対する死刑の適用について、どのような取扱いになっているか。」

【調査結果】

オーストラリアが、五か国防衛取極(Five Power Defence Arrangements: FPDA)¹の枠組で、死刑制度の存置国であるマレーシア及びシンガポールとの間でそれぞれ締結している軍隊の地位協定等における取扱いを調査しました。

両国との間の交換公文の関連規定(付属文書III第1条)によれば、オーストラリア国防軍の軍人が受入国である両国の領域において公務外で犯罪を行った場合、受入国の裁判

¹ 1971年4月に、マレーシアとシンガポールの防衛を目的として、英国、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、シンガポールの英連邦諸国間で締結された。

権に服することとなり、これらの規定上は、受入国の死刑制度が適用される可能性がある
と解釈できます。一方で、オーストラリアは受入国に対して、特に重要であると認めた件
について裁判権を放棄するよう要請することができ、受入国はそうした要請に対して好
意的考慮を払わなければならないとする規定が置かれています(参照資料 1)。

2008 年に作成されたオーストラリア国防省の説明資料によれば、明言はされていない
ものの、マレーシア及びシンガポールに裁判権を放棄するよう要請できる後者の規定を
もって、両国の死刑制度の適用を避けることが可能であると解釈している可能性があり
ます(参照資料 2)。

なお、オーストラリアは、マレーシア及びシンガポールとの間で、五か国防衛取極を補
完するものとして、同取極の枠外の活動に関しても別途の地位協定をそれぞれ締結して
います²が、関連する規定内容は五か国防衛取極の場合とほぼ同様です。

【調査項目 2 : 死刑制度の存置国に派遣される国連軍等の軍人による、公務外の犯罪に対す る死刑の適用について】

「国連軍又は国連決議に基づく連合軍若しくは多国籍軍（以下「国連軍等」という。）
が、死刑制度が存置されている国又は地域（B 国：例えば、中東諸国、日本、米国等）に
派遣（駐留、訪問等）される場合に適用される多国間条約、地位協定など等において、国
連軍等の軍人による B 国における公務外の犯罪に対する死刑の適用について、どのよう
な取扱いになっているか。」

【調査結果】

死刑制度の存置国である日本、南スーダン、アフガニスタン为例に、これらの国に国連軍
等が派遣される場合の地位協定等として、国連軍地位協定(日本国における国際連合の軍隊
の地位に関する協定)、国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)の地位協定、及び、ア
フガニスタンにおける国際治安支援部隊(ISAF)の地位協定等における取扱いを調査しまし
た。

○国連軍地位協定(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定)

やや古い事例ですが、日本と朝鮮国連軍の加盟国との間で 1954 年に締結されている国連

² "Agreement between the Government of Australia and the Government of Malaysia concerning the Status of Forces (Kuala Lumpur, 3 February 1997)"及び"Exchange of Notes constituting a Status of Forces Agreement between the Government of Australia and the Government of the Republic of Singapore (Singapore, 10 February 1988)". 次のページ内のリンクから参照可能。"Directorate of International Government Agreements & Arrangements (DIGAA) Links." Department of Defence Defence Legal website <<https://www.defence.gov.au/legal/digaalinks.asp>>

軍地位協定(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定)に関しては、日本の死刑制度が適用されるかどうかは明確に分かる規定やその点に関する解釈が示された資料等は、調査の限りでは見当たりませんでした。

国連軍地位協定の関連規定(第 16 条第 3 項)によれば、国連軍の構成員等が日本において公務外で刑事犯罪を行った場合、日本が裁判権を行使する第一次の権利を有することとなり、この規定上は、日本の死刑制度が適用される可能性があるとして解釈できます。一方で、第一次の裁判権を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があったときに、その要請に好意的考慮を払わなければならないとする規定も置かれています(参照資料 3)。

なお、同地位協定の締約国は 12 か国で³、例えば、カナダ、フランス、オーストラリアといった国がありますが、3 か国とも締結の時点では死刑制度が存置されていました⁴。

○国連南スーダン共和国ミッション (UNMISS) の地位協定等

2011 年から実施されている国連南スーダン共和国ミッション(UNMISS)の地位協定の関連規定(第 51 条(b))によれば、公務外であるかどうかを問わず、PKO 派遣要員が南スーダンで刑事犯罪を行った場合、その要員の派遣国の裁判権に服することとなっています。よって、この規定上、受入国である南スーダンの死刑制度は適用されないこととなります(参照資料 4)。

参考として、1990 年に国連事務局が発表した国連 PKO の地位協定モデル案も、同様に、その第 47 項 b において、「国際連合平和維持活動の軍事部門の軍事構成員は、[受入国・地域]で犯すことのあるすべての犯罪について、各参加国の専属管轄に服する」とする規定を盛り込んでいます(参照資料 5)。

○アフガニスタンにおける国際治安支援部隊(ISAF)の地位協定等

アフガニスタンでは、2001 年から治安維持等を任務として多国籍の軍隊から成る国際治安支援部隊(ISAF)が活動していました。ISAF の地位協定(軍事技術協定 Military Technical Agreement)の付属文書 A)の関連規定(第 1 条第 3 項)によれば、公務外であるかどうかを問わず、ISAF の要員がアフガニスタンで刑事犯罪を行った場合、その要員の派遣国が排他的な裁判権を行使することとなっています。よって、この規定上、受入国であるアフガニスタンの死刑制度は適用されないこととなります(参照資料 6)。

また、2014 年末の ISAF の活動終了後、アフガニスタンではアフガニスタン治安部隊への訓練や助言等を主任務とする NATO 主導のミッションが実施されました。その際に NATO とアフガニスタン政府の間で締結された地位協定も、その第 11 条において、犯罪を

³ 外務省「朝鮮国連軍と我が国の関係について」令和元年 7 月 23 日

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/na/fa/page23_001541.html>

⁴ カナダでは 1976 年に、フランスでは 1981 年に、オーストラリアでは連邦と全ての州を含めて 1985 年までに、それぞれ死刑制度が廃止された。

行った要員の派遣国が排他的な刑事裁判権を行使することを規定しています(参照資料 7)。

【参照すべき資料】

1. "Australian Treaty Series 1971 No. 21, Five Power Defence Arrangements: Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of Malaysia regarding External Defence (Kuala Lumpur, 1 December 1971); Exchange of Notes constituting an Agreement between the Government of Australia and the Government of the Republic of Singapore regarding External Defence (Singapore, 1 December 1971)." Australian Legal Information Institute website <<http://www.austlii.edu.au/au/other/dfat/treaties/1971/21.html>>
2. Australian Government, Department of Defence, "Response to the Joint Standing committee on Treaties Question on Notice, Question one, Agreements with countries that could expose Australian Defence Force members to the death penalty, "ASMES/OUT/2008/151, 19 September 2008.
<https://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Committees/House_of_representatives_Committees?url=jsct/17june2008/subs/sub15.pdf>
3. 「日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定」外務省ウェブサイト
<<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000358947.pdf>>
4. "The Status of Forces Agreement between the United Nations and the Government of the Republic of South Sudan concerning the United Nations Mission in South Sudan ("SOFA")." United Nations Mission in South Sudan website
<https://unmiss.unmissions.org/sites/default/files/unmiss_sofa_-_english_version_0.pdf>
5. 「国際連合と受入国との間の国連軍の地位に関するモデル協定案」『外国の立法』31 巻 1 号, 1992, pp. 1-5, 10-21.
6. "International Security Assistance Force (ISAF)-Interim Administration of Afghanistan ("Interim Administration"): Military Technical Agreement. (2002)," International Legal Materials, Vol. 41 No. 5, pp. 1032-1037.
7. "Agreement between the North Atlantic Treaty Organization and the Islamic Republic of Afghanistan on the Status of NATO Forces and NATO personnel conducting mutually agreed NATO-led activities in Afghanistan," 30 September 2014.
<https://www.nato.int/cps/en/natohq/official_texts_116072.htm>

(以上)